| | | | |
|---|---|---|---|
| 〃 | USTUN49904 | 〃 | 第29728号<br>平成26年11月18日 |
| 〃 | USTUN52801 | 〃 | 第29729号<br>平成26年11月18日 |
| 〃 | USTUN62305 | 〃 | 第29730号<br>平成26年11月18日 |
| 〃 | USTUN62405 | 〃 | 第29731号<br>平成26年11月18日 |
| Rosa L. | KORSOUBA | Wilhelm Ernst Kordes<br>Dusterlohe 14, 25355 Barmstedt, Germany | 第29516号<br>平成26年９月８日 |
| 〃 | KORTRAMEIL-O | 〃 | 第29521号<br>平成26年９月８日 |
| 〃 | Koroda 1 | Rural Development Administration<br>300, Nongsaengmyeong-ro, Wansan-gu, Jeonju-si, Jeollabuk-do 560-500, Republic of Korea | 第29643号<br>平成26年10月17日 |
| 〃 | SCH78284 | Piet Schreurs Holding B.V.<br>Hoofdweg 81, 1424PD De Kwakel, The Netherlands | 第29697号<br>平成26年11月４日 |
| 〃 | SCH78285 | 〃 | 第29698号<br>平成26年11月４日 |
| 〃 | SCH78286 | 〃 | 第29699号<br>平成26年11月４日 |
| 〃 | MEIGRIOTTI | 京成バラ園芸株式会社<br>東京都墨田区押上一丁目12番１号 | 第29721号<br>平成26年11月17日 |
| Verbena L. | AKIV28902M | Plant 21, L.L.C.<br>32149 Aquaduct Road, Bonsall, California 92003, USA | 第29725号<br>平成26年11月18日 |

## ○農林水産省告示第千三百八十六号

出願公表後に名称変更がなされたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十六条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

| 品種登録出願の番号及び年月日 | 出願公表年月日 | 変更前の出願品種の名称 | 変更後の出願品種の名称 |
|---|---|---|---|
| 第27464号<br>平成24年10月17日 | 平成25年２月25日 | 白星（しらほし） | えらぶ白星（しらほし） |
| 第29052号<br>平成26年３月24日 | 平成26年８月28日 | ミュウ | Sheena296-１ |

## ○農林水産省告示第千三百八十七号

食品表示基準（平成二十七年内閣府令第十号）の施行に伴い、食品表示基準の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十七年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

食品表示基準の施行に伴う関係告示の整理に関する告示

（プレスハムの日本農林規格の一部改正）

第一　プレスハムの日本農林規格（昭和四十六年二月二十六日農林省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

| |
|---|
| 食品添加物以外の原材料 |
| 食品添加物 |

を

| |
|---|
| 原材料 |
| 添加物 |

に改める。

（ベーコン類の日本農林規格の一部改正）

第二　ベーコン類の日本農林規格（昭和四十八年四月十日農林省告示第七百八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の表中

| | |
|---|---|
| 原材料 | 原料肉 |
| | 原料肉及び食品添加物以外の原材料 |
| | 食品添加物 |

を

| | |
|---|---|
| 原材料 | 原料肉 |
| | 原料肉以外の原材料 |
| 添加物 | |

に改める。

第四条の表中

| | | |
|---|---|---|
| 原材料 | 原料肉 | ロースベーコンにあつては豚のロース肉、ショルダーベーコンにあつては豚の肩肉以外のものを使用していないこと。 |
| | 原料肉及び食品添加物以外の原材料 | 前条の規格の原料肉及び食品添加物以外の原材料の標準の基準と同じ。 |
| | 食品添加物 | 前条の規格の食品添加物と同じ。 |

ロースベーコン

を

| | | |
|---|---|---|
| 原材料 | 原料肉 | ロースベーコンにあつては豚のロース肉、ショルダーベーコンにあつては豚の肩肉以外のものを使用していないこと。 |
| | 原料肉以外の原材料 | 前条の規格の原料肉以外の原材料の標準の基準と同じ。 |
| 添加物 | | 前条の規格の添加物と同じ。 |

に改める。

（マカロニ類の日本農林規格の一部改正）

第三　マカロニ類の日本農林規格（昭和四十八年十二月二十六日農林省告示第二千六百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表の原材料の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 添加物 | 使用していないこと。 |